

青森県報

第二千五十四号

平成十四年七月三十一日(水曜日)

目次

告 示

農業振興地域の指定の一部改正	……………	(構造政策課)	…	一
公有水面埋立ての免許の出願の要領	……………	(漁港漁場整備課)	…	一
道路の区域の変更	……………	(道路課)	…	二
道路の供用の開始	……………	(同)	…	二
証紙売りさばき人の指定	……………	(経理課)	…	三
公 告				
農地保有合理化事業規程の承認	……………	(構造政策課)	…	三
農地保有合理化事業規程の変更の承認	……………	(同)	…	四
開発行為に関する工事の完了	……………	(建築住宅課)	…	四
出先機関				
土地改良区の役員の就任及び退任	……………	(上北地方農林事務所)	…	四
漁港の保全上支障のある行為を禁止する区域等の指定	……………	(西地方農林事務所)	…	五
正 誤				
平成十四年六月二十八日号外第六十三号出先機関中	……………	(農村整備課)	…	五

告

示

青森県告示第三百六十九号

昭和四十五年五月三十日青森県告示第三百六十一号(農業振興地域の指定)の一部を次のように改正する。

平成十四年七月三十一日

青森県知事 木 村 守 男

第1号図(大字石江、大字新城及び大字新田に係る赤色で着色した部分)を次のように改める。

(図面省略)

青森県告示第三百七十号

公有水面埋立法(大正十年法律第五十七号)第二条第一項の規定により、平成十四年七月十九日公有水面の埋立ての免許の出願があつたので、同法第三条第一項の規定により、その要領を次のとおり告示する。

なお、その関係書面及び図書は、告示の日から起算して三週間、今別町役場に備え置いて縦覧に供する。

平成十四年七月三十一日

青森県知事 木 村 守 男

一 出願人の住所及び名称並びにその代表者の住所及び氏名

1 出願人の住所及び名称

青森市長島一丁目の一

青森県

2 代表者の住所及び氏名

青森市長島一丁目の一
青森県知事 木村守男

二 埋立区域

1 位置

東津軽郡今別町大字大泊字大村元一〇四に隣接し、三〇の二、三〇の三、三三の二、四〇の二、四三の二、四六の二、四八、五〇の二、六〇の二、六三の二及び六五の二の地先公有水面

2 区域

次の地点から の地点までを順次に直線で結んだ線及び の地点と の地点を直線で結んだ線により囲まれた区域

の地点 東津軽郡今別町大字大泊字大村元地先に設置された一本木漁港（大泊地区）北防波堤灯台（北緯四一度二分三八秒、東経一四〇度三一分二八秒）から一四六度三九分一六四・八九メートルの地点

の地点 から三四四度二分四一・一〇メートルの地点
の地点から二六度五四分五九・五〇メートルの地点
の地点から一七度〇三分六一・六〇メートルの地点
の地点から一九度四七分二二・五九メートルの地点
の地点から二二度二七分二七・一六メートルの地点
の地点から二二六度三六分一八・二四メートルの地点
の地点から二三七度一七分一六・六九メートルの地点

3 面積

三、九一八・五八平方メートル

三 埋立てに関する工事の施行区域

1 位置

東津軽郡今別町大字大泊字大村元一〇四に隣接し、三〇の二、三〇の三、三三の二、四〇の二、四三の二、四六の二、四八、五〇の二、六〇の二、六三の二、六五の二、六五の三及び六六の二の地先公有水面

2 区域

次のアの地点からサの地点までを順次に直線で結んだ線及びアの地点とサの地点を直線で結んだ線により囲まれた区域

アの地点 東津軽郡今別町大字大泊字大村元地先に設置された一本木漁港（大泊地区）北防波堤灯台（北緯四一度二分三八秒、東経一四〇度三一分二八秒）から一五〇度二分一六四・一メートルの地点
イの地点 アの地点から三四四度二分四七・〇三メートルの地点
ウの地点 イの地点から二六度五四分六三・五〇メートルの地点
エの地点 ウの地点から一六度五八分四・九八メートルの地点
オの地点 エの地点から二三度一三分五・〇五メートルの地点
カの地点 オの地点から一七度〇三分六一・六〇メートルの地点
キの地点 カの地点から一九度四七分二二・五九メートルの地点
クの地点 キの地点から二二度二七分二七・一六メートルの地点
ケの地点 クの地点から二二六度三六分一八・二四メートルの地点
コの地点 ケの地点から二三七度一七分一六・六九メートルの地点
サの地点 コの地点から二四三度一三分一一・六九メートルの地点

3 面積

四、九七三・三三平方メートル

四 埋立地の用途

漁港施設用地

青森県告示第三百七十一号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定により、次のとおり道路の区域を変更したので、同項の規定により公示する。

なお、その関係図面は、告示の日から平成十四年八月三十一日まで青森県県土整備部道路課において一般の縦覧に供する。

平成十四年七月三十一日

青森県知事 木村守男

図面 番号	道路 種類	路線 名	変 更 の 区 間	変更 前後	敷 地 の 幅 員	敷 地 の 延 長	備考
----------	----------	---------	-----------------------	----------	-----------------------	-----------------------	----

1	県道	十和田三戸線	三戸郡新郷村大字戸来字上後藤一五から三戸郡新郷村大字戸来字田茂代二〇の三まで 三戸郡新郷村大字戸来字上後藤三六の六六から三戸郡新郷村大字戸来字田茂代一九の三まで	前	二・二〇〇メートルから 二・二〇〇メートルまで	二、八六六・〇〇メートル
				前	二・〇三〇メートルから 二・〇〇〇メートルまで	二、七八四・〇〇メートル
				後	二・〇〇〇メートルから 二・〇〇〇メートルまで	二、七八四・〇〇メートル

青森県告示第三百七十二号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定により、次のとおり道路の供用を開始するので、同項の規定により公示する。

なお、その関係図面は、告示の日から平成十四年八月三十一日まで青森県県土整備部道路課において一般の縦覧に供する。

平成十四年七月三十一日

青森県知事 木村守男

路線名	供用開始の区間	供用開始日
県道 関ヶ平五代線	弘前市大字悪戸字青柳一九〇の七から中津軽郡岩木町大字五代字早稲田五一五の七まで	平成十四・七・三十一
県道 十和田三戸線	三戸郡新郷村大字戸来字上後藤三六の六六から三戸郡新郷村大字戸来字上後藤三六の六六まで	"
	三戸郡新郷村大字戸来字上後藤三六の六六から三戸郡新郷村大字戸来字上後藤三六の五五まで	"

青森県告示第三百七十二号

青森県収入証紙の売りさばき人を次のとおり指定したので、青森県証紙条例（昭和三十一年四月青森県条例第十号）第九条の規定により告示する。

平成十四年七月三十一日

青森県知事 木村守男

一 売りさばき人の住所及び名称

弘前市大字新里字東里見一三六の一
株式会社光建自動車整備

二 指定年月日

平成十四年七月三十一日

三 売りさばき場所

弘前市大字新里字東里見一三六の一

公 告

農地保有合理化事業規程の承認

農業経営基盤強化促進法（昭和五十五年法律第六十五号）第七条第一項の規定により、六ヶ所村農業総合公社が定めた農地保有合理化事業規程を承認したので、同条第五項の規定により公告する。

平成十四年七月三十一日

青森県知事 木村守男

承認に係る農地保有合理化事業の種類

農地売買等事業（法第四条第二項第一号に掲げる事業をいう。）

農地保有合理化事業規程の変更の承認

農業経営基盤強化促進法（昭和五十五年法律第六十五号）第八条第一項の規定により、とうほく天間農業協同組合の農地保有合理化事業規程の変更を承認したので、同条第二項において準用する同法第七条第五項の規定により公告する。

平成十四年七月三十一日

青森県知事 木 村 守 男

承認に係る農地保有合理化事業の種類

農地売買等事業（法第四条第二項第一号に掲げる事業をいう。）

開発行為に関する工事の完了

次のとおり開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第三十六条第三項の規定により公告する。

平成十四年七月三十一日

青森県知事 木 村 守 男

開発区域（丁区）に含まれる地域の名称	開発許可を受けた者の住所及び氏名（名称）
十和田市大字八斗沢字八斗沢一〇三の一及び一〇三の六から一〇三の二八まで	十和田市東十三番町一五の二七 株式会社福萬組 十和田市大字相坂字高清水七八の四五 株式会社サンエフ
上北郡下田町字高田六九の一、七〇の一、七一の三、八一の一、八二の一及び八二の五	北津軽郡板柳町大字灰沼字岩井四六の三四 株式会社横浜ファーマシー
十和田市大字三本木字上平一七八の一、一七八の二及び一七八の四から一七八の一〇まで	十和田市東二十一番町二六の二五 不動産マツプ有有限会社
三戸郡五戸町字中道八の一	青森市問屋町二丁目二〇の七 株式会社丸大サクラ薬局

三戸郡階上町大字道仏字横沢山一の一七四及び一の一六四五から一の一六五一まで

東京都豊島区東池袋一丁目三六の七九〇三号
株式会社サン・ジャパン

十和田市大字相坂字小林一七の一の一、一七の一六、二一の一から二一の五まで、二二の一から二二の三まで、二四の一から二四の六まで及び三三の三、二四先外（国有財産）

八戸市根城六丁目二二の一〇
株式会社サンデー
十和田市大字相坂字小林三五
小山田桂一

出 先 機 関

土地改良区の役員就任及び退任

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十六項の規定により、奥入瀬川南岸土地改良区から、次のとおり役員就任及び退任の届出があったので、同条第十七項の規定により公告する。

平成十四年七月三十一日

上北地方農林水産事務所長 田 中 正 之

役員別の区	氏名	住 所	就任及び退任の年月日
理事	成田 隆	上北郡下田町字神明前一三九	平成一四・一六就任
"	古館 成光	十和田市大字伝法寺字泉田九五の五	"
"	馬場 雄弘	上北郡下田町字三本木一〇一	"
"	田中 義政	六戸町大字小平字千刈田三〇	"
"	出戸 一男	大字上吉田字坂ノ下五八の四	"
"	馬場富四郎	下田町字秋堂一の一	"
"	田中 勲	字明土三四の四	"
"	前川原俊雄	字前川原一八の二	"
"	力石 堅嗣	十和田市大字滝沢字館二七	"
"	田中 清作	大字米田字一本松二二	"

〃	〃	監事	濱 定美	八戸市大字市川町字高屋敷三三二の二	〃
〃	〃	〃	田中 敏雄	上北郡六戸町大字鶴喰字石森三二の四	〃
〃	〃	〃	藤島石太郎	十和田市大字伝法寺字泉田五二の九	〃
〃	〃	〃	蛭名 吉己	上北郡下田町字中谷地二六	〃
〃	〃	〃	三浦 正春	六戸町大字小平字小平一	〃
〃	〃	理事	田中 義政	〃	〃
〃	〃	〃	馬場市之助	〃	〃
〃	〃	〃	力石 堅嗣	下田町字三本木九五の二	〃
〃	〃	〃	山内憲司郎	十和田市大字滝沢字館二七	〃
〃	〃	〃	田中 敏雄	上北郡六戸町大字上吉田字上吉田二四五	〃
〃	〃	〃	馬場 啓三	〃	〃
〃	〃	〃	濱 定美	下田町字木崎一六一	〃
〃	〃	〃	成田 隆	八戸市大字市川町字高屋敷三三二の二	〃
〃	〃	〃	前川原俊雄	上北郡下田町字神明前一三九	〃
〃	〃	〃	田中 清作	〃	〃
〃	〃	〃	田中 勲	十和田市大字米田字一本松二二	〃
〃	〃	〃	古館 成光	上北郡下田町字明土三四の四	〃
〃	〃	〃	藤島石太郎	十和田市大字伝法寺字泉田九五の五	〃
〃	〃	〃	長谷 吉寿	〃	〃
〃	〃	〃	蛭名 吉己	上北郡六戸町大字鶴喰字鶴喰六の一	〃
〃	〃	〃	〃	下田町字中谷地二六	〃

西地方農林水産事務所告示第五号

漁港漁場整備法（昭和二十五年法律第百三十七号）第三十九条第五項及び同項第二号の規定により、同号に掲げる行為を禁止する区域（以下「禁止区域」という。）及び当該行為を禁止する物件（以下「禁止物件」という。）を次のとおり指定するので、同条第六項の規定により公示する。

平成十四年七月三十一日

西地方農林水産事務所長 小林 雅彦

- 一 漁港の名称
鱒ヶ沢（鱒ヶ沢）漁港
- 二 禁止区域及び禁止物件

禁止区域	鱒ヶ沢港第一東防波堤灯台（北緯四〇度四分〇九秒、東經一四〇度二分〇七秒）を基点とした次の区域 基点から三九度〇〇分〇〇秒一四六メートルの地点を中心とした半径一七五メートルの円内 基点から一七五度〇〇分〇〇秒九五メートルの地点を中心とした半径六〇メートルの円内	船舶
------	---	----

- 三 指定の適用期間
平成十四年八月二十日

正 誤

農村整備課

発行年月日	区分	ページ	段	行	誤	正
平成十四年六月六日 号外第六三三号	出先機関	六	下	表中	一三・三・四	一四・三・四

青 森 県	青森市長島二丁目一番一号	発行所・発行人
青 森 県	青森市古川二丁目一七番五号 東奥印刷株式会社	印刷所・販売人

(毎週月・水・金曜日発行)

定価小口一枚二付十五円一銭